

田 環 第 3 6 号

令和 6 年 5 月 16 日

各 位

田辺市長 真砂 充敏

(公 印 省 略)

照明LED化事業公募型プロポーザル質問回答書

田辺市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル並びに田辺市屋外灯照明LED化事業公募型プロポーザルに関する質問事項について、別紙のとおり回答いたします。

事務局

田辺市環境部環境課 環境企画係：鷹巣・岡本

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

TEL：0739-26-9927 FAX：0739-26-7255

E-mail：kankyo@city.tanabe.lg.jp

No	該当事業名	ページ・項目	質問内容	回答
1	公共施設	実施要領 P1 2 事業概要 (3) 対象施設	設置予定施設の耐震補強は実施済みでしょうか。	「田辺市大熊コミュニティセンター(外灯)」以外は、「新耐震基準」及び「耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修を行った施設」です。
2	屋外灯 公共施設	実施要領 P1 2 事業概要 (4) 契約方式	本契約は長期継続契約、債務負担行為のどちらでしょうか。	長期継続契約となります。
3	屋外灯 公共施設	実施要領 P2 3 参加資格要件 (1) 事業者の構成	グループ構成表の施工役割企業の下に入る下請業者や協力事業者等は、グループ構成表に記載する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	屋外灯	実施要領 P1 3 参加資格要件 (2) 事業者の参加資格 ク	同種事業を履行した実績があること。とは、今回の道路、公園、スポーツ施設の屋外照明灯のLED化との認識で宜しいでしょうか。また、灯数等も同等程度の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	屋外灯 公共施設	実施要領 P1 3 参加資格要件 (2) 事業者の参加資格 ク	過去5年間の実績において、共同企業体の場合は、リース役割が該当していることとありますが、リース役割(代表者)のみの実績提示が条件で、構成員の実績は提出しなくてよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

6	屋外灯 公共施設	実施要領 P1 3 参加資格要件 (2) 事業者の参加資格 コ・サ	施工役割と下請業者の工事業者選定の比率は特に規制がないのでしょうか。また、工事業者社の比率が、施工役割事業者が0社で下請け業者10でも問題ないのでしょうか。下請け業者は市外業者でも良いということから地域への経済波及効果はなくなるのではないのでしょうか。市内工事会社比率を明記する必要はないのでしょうか。	施工役割については、実施要領3(1)オ並びに実施要領3(2)コのとおりです。 また、実施要領3(1)キのとおり、リース役割以外の各役割は複数者の構成も可としますので、市外業者の追加も可とします。 なお、実施要領9(5)カのとおり、市内業者活用提案書において、「事業費に対する市内業者の受注金額・割合について記載すること」としておりますので、施工役割並びに下請業者を含めて地域への経済波及効果に資する提案を求めます。
7	屋外灯 公共施設	実施要領 P1 3 参加資格要件 (2) 事業者の参加資格 コ・サ	市内業者の活用とありますが、施工、維持管理役割を担う工事会社の傘下に市外の業者を活用した場合と今回事業の施工、維持管理役割を市内業者を活用した場合では、配点のウエイトが違うと思われれます。但し、今回のプロポーザル方式では、今回、事業者を特定できる情報を伏せることとなっておりますが、実際の市内業者活用の有無については、どの様に確認、評価されるのでしょうか。	市内業者の活用に係る評価については、No.6も含めた企画提案内容に基づいて評価します。 契約に至った場合は、企画提案内容が履行されているかどうかの確認を行います。
8	公共施設	実施要領 P1 2 事業概要 (5) 賃貸借期間	本件は令和6年度分、令和7年度分に賃貸借期間が分かれますが契約はまとめて1本の契約書にて締結するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

9	屋外灯 公共施設	実施要領 P4 6 参加表明書の提出 (3) 提出書類	提出書類について、共同企業体での参加を検討しておりますが、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの書類について、共同企業体の場合、全ての構成員の企業についても提出が必要なのかご教示頂けませんでしょうか。	次のとおりとします。 ○全ての構成員の提出が必要な書類 →ウ・エ・オ（取得構成員のみ）・カ・キ ○代表者のみ提出が必要な書類 →ク・ケ
10	屋外灯 公共施設	実施要領 P4 6 参加表明書の提出 (4) 参加資格審査結果通知	事業投資額に対する費用の回収を算出するにあたり、電気料金は、参加資格が認められた場合に配布頂くとありますが、実際の既存照明灯の実際の年間維持管理費をご教示頂けませんでしょうか。	本事業は照明器具からの交換であるため、過去の年間維持管理費は提示する準備はありません。
11	屋外灯 公共施設	実施要領 P7 11 プレゼンテーション 及びヒアリング (4) 参加人数	1社につき3人までと記載がありグループ構成表に含まれないが、本事業において技術的な分野に関わる企業の参加も1社につき3名までの同席を認めて頂けないでしょうか。	実施要領11(4)の1社とは、共同企業体の参加の場合は1共同企業体を1社とみなします。プレゼンテーション参加者はグループ構成表への記載が無くても参加可能としますが、参加人数については1社3人までとします。説明も総括責任者又は業務担当者が実施することとしてください。
12	屋外灯 公共施設	実施要領 P8 13 契約手続き	契約書案はございますでしょうか。ございましたら事前に頂くことは可能でしょうか。	賃貸借契約書については、今後、精査していく予定としておりますので、現段階では提示できません。
13	屋外灯 公共施設	実施要領 P8 13 契約手続き	賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けませんでしょうか。 ②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。 ③契約締結に際しては、受注者決定後、何日以内にする必要がありますでしょうか。	①No. 12のとおりです。 ②契約書は契約候補者と協議の上、作成します。 ③契約候補者選定後、速やかに契約締結することとし、現地調査等により変更が生じた場合は変更契約を行います。

14	屋外灯 公共施設	実施要領 P8 13 契約手続き	契約候補者に選定された後に詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
15	屋外灯 公共施設	実施要領 P9 14 リース契約に関する事項 (2)	リース開始までは、無償使用とします。とありますが、動産総合保険の付保は、リース開始以降となります。工事完了後、照明器具の不具合が、事業者側の責ではない場合、保険を使用することが出来ず、事業者側で修繕費用をふたんすることは、事業者側のリスクが大きくなります。この場合、照明器具が故障等により、不具合が発生した場合は、貴市の費用負担での交換との認識で宜しいでしょうか。	保険対応ができないケースにおいて、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
16	屋外灯 公共施設	実施要領 P9 15 責任分担	予算削減等で契約解除となった場合、解約時点でのリース残債相当額を請求することは可能との認識でよろしかったでしょうか。また、過去にそのような事象が発生したことがありますでしょうか。	損害が本市の帰責事由により生じたものについては、本市が負担するものと考えており、解約時点でのリース残債相当額の請求は可能と考えておりますが、協議により決定します。 なお、予算削減等で契約解除に至った事案はありません。
17	屋外灯	実施要領 P9 15 責任分担	長期継続契約となりますが、翌年度以降の予算の削減等があった場合、事業者の損害の補填はございますでしょうか。	No. 16のとおりです。

18	屋外灯 公共施設	実施要領 P9 15 責任分担	長期継続契約の場合、①この場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。②実際に同種契約において、契約解除となった実績はございますでしょうか。	No. 16のとおりです。
19	屋外灯 公共施設	実施要領 P9 16 その他	参加表明後に提案辞退をする場合は任意書式の辞退届の提出により辞退は可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
20	屋外灯 公共施設	実施要領 P9 16 その他	上記の場合、ペナルティは無しとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	屋外灯 公共施設	様式 1 グループ構成表	調査及びその他業務の記載企業欄が 1 社分しかありませんが、複数の構成員で実施を予定している場合欄を増やす等、申請書の様式を加工しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	屋外灯 公共施設	様式 1 グループ構成表	市内業者を確定し記載いたしますが、並列にて、市外業者を記載する事は可能でしょうか。(施工遅延等があった場合の応援等のため)	No. 6のとおりです。
23	屋外灯 公共施設	様式 1 グループ構成表	グループ構成名簿に市内業者を記載した場合ですが、記載グループ以外が落札した場合でも、落札グループの下請け業者として、本事業への施工参加は可能でしょうか。	記載グループ以外が落札した場合でも、落札グループの下請け業者として、本事業への施工参加は可能です。

24	屋外灯 公共施設	様式 1 グループ構成表	参加表明時にグループ構成表をご提出させていただくかと存じますが、調査等の結果工数が想定以上となり新たに協力会社等を共同企業体に入れる必要が生じる可能性もあるかと存じます。その場合、協力会社については追加することは可能でしょうか。	実施要領 3 (1)カのとおりです。
25	屋外灯 公共施設	様式 5 受託実績	様式 5 にてご提出させていただく受託実績については、1 件以上の実績があればよろしいでしょうか。また、記載の実績は過去 5 年以内に元請として国または地方公共団体と同種事業を契約した実績があれば該当し、契約期間中のもので問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。 <u>灯数等も同等程度の実績を余すことなく、記載してください。</u>
26	屋外灯 公共施設	様式 5 受託実績	様式 5 にてご提出させていただく受託実績の条件である「元請」とはリース会社が代表企業として受託したものであれば該当する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	屋外灯 公共施設	様式 5 受託実績	様式 5 にてご提出させていただく受託実績は受託金額に条件はございませんでしょうか。	受託金額の条件はありません
28	屋外灯 公共施設	様式 6 共同企業体協定書・委任状	共同企業体協定書に記載する企業名は各企業の本社名義で作成する必要がありますでしょうか。	企業名については、必ずしも本社名義で作成する必要はありませんが、リース役割については、「田辺市物品等入札参加者登録者名簿」に記載されている名義で作成してください。

29	屋外灯 公共施設	様式6 共同企業体協定書・委任状	グループで参加をする場合、様式6の共同企業体協定書が必要とございますが、弊社はグループ構成に対して出資や利益の分配などは考えておりません。その場合は各構成員が本事業に対して責任を負う事に合意する事がわかる任意書式の覚書を提出するという認識でよろしいでしょうか。	実施要領3(1)で示す共同企業体とは、国土交通省において制度化されている合弁事業（JV）ではなく、出資等、規定の策定や決算・監査等は不要で、役割分担を明確化し、各構成員が本事業に対して責任を負う事を目的とする共同企業体であることを意図しています。 よって、合意することがわかる任意書式の覚書を提出することも可とします。 <u>なお、参加表明書の質問に対する回答から提出期限まで期間が短いことから、期限に間に合わない場合は、各構成員が押印した別々の覚書で仮受付しますので、その場合は、後日速やかに全ての構成員が押印した覚書を提出してください。</u>
30	屋外灯 公共施設	様式6 共同企業体協定書・委任状	共同企業体の協定書について、本件をご対応させていただくにあたり不要な事項は条項を削除の上ご提出することは可能でしょうか。または、不要項目は空白でご提出することは可能でしょうか。（例：SPCを設立しない場合の第8条、第12条、第13条、第14条等、金融機関と取引しない場合の第11条等）	No. 29と同様、合意することがわかる任意書式の覚書を提出することも可とします。 本市様式を使用する場合は、不要項目を空白で提出いただいても構いません。
31	屋外灯 公共施設	様式6 共同企業体協定書・委任状	他の自治体でのプロポーザルで実施しているような構成員間で覚書、合意書などを締結し、その写しを市に提出することで参加しても宜しいでしょうか。	No. 29のとおりです。

32	屋外灯 公共施設	様式 6 共同企業体協定書・委任状	No. 31に続き覚書を提出する場合、様式 7 の委任状は不要との認識でよろしいでしょうか。	覚書の内容が様式 7 の委任事項を網羅している場合に限り、提出は不要です。
33	屋外灯 公共施設	様式 6 共同企業体協定書・委任状	第 8 条（構成員の出資の割合）について、本件は共同企業体での参加となりますが、リース事業になる為、出資の割合はリース会社 100%という認識でよろしいでしょうか。	No. 29・30のとおりです。
34	屋外灯 公共施設	様式 6 共同企業体協定書・委任状	今回の様な異業種でのグループ（リース会社、施工業者、調査会社等）を構成して事業に取り組むことであれば、建設工事における共同企業体設立の趣旨とは違い、出資や決算については、特に必要性はないと考えます。今回は、各社の役割等を明記する任意様式での合意書類の提出で宜しいでしょうか。	No. 29のとおりです。
35	公共施設	その他	石綿（アスベスト）含有に関する調査費及び、調査結果に伴う対策費用が必要となった場合は、貴市のご負担で対策を講じると考えて宜しいでしょうか。	仕様書 8(2)シのとおりですが、対策費用が必要になった場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
36	公共施設	その他	契約期間中に施設の統廃合等、貴市の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	No. 16のとおりです。

37	屋外灯 公共施設	仕様書 P1 3 賃貸借期間 (2) 機器等の納入期限	今後、新型コロナ、半導体不足等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性がありますが、協議したうえで、貴市の了解を得れば、損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	仕様書3(2)の納入期限のとおりですが、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
38	屋外灯	仕様書 P3 8 事業内容 (5) 器具等の設置	ランプについては、保険会社の判断により、消耗品として扱われることから、動産総合保険の対象外となります。また、不点灯の場合、ランプの原因による不点灯か否か特定が困難な場合があります。ランプ以外の要因による不具合の場合、修繕費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
39	屋外灯	仕様書 P3 8 事業内容 (8) 機器の維持管理・保証	今回交換する道路並びに公園の既設LED灯及び道路の賃貸借期間中の本市による新設並びに移管等により取得した照明灯も維持管理対象に含めることとありますが、既設LED灯や移管等により取得した照明灯の所有者は貴市であり、第三者の所有物に対して、(カ)の動産総合保険付保することは不可能です。初動対応や交換に際して発生する費用の負担を事業者側で負担することは、リスクが大きすぎます。その場合は、貴市の負担と考えるも宜しいでしょうか。	賃貸借期間中の本市による新設並びに移管等により取得した照明灯に関する維持管理とは、本市又は市民からの連絡受付のため維持管理体制並びに本事業専用電話回線を備えた対応を行うことを意図しており、不点灯確認の初動対応や交換については、本市の負担によるものと認識しています。

40	屋外灯 公共施設	仕様書 P3 8 事業内容 (8) 機器の維持管理・保証	今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
41	屋外灯 公共施設	仕様書 P3 8 事業内容 (8) 機器の維持管理・保証	当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者になり、という認識でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
42	屋外灯 公共施設	仕様書 P3 8 事業内容 (8) 機器の維持管理・保証	通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額分は、貴市の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	修理交換費用の差額分を本市が負担することは想定していませんので、適切な動産総合保険に加入していただき、保険金にて対応してください。
43	屋外灯 公共施設	仕様書 P3 8 事業内容 (8) 機器の維持管理・保証	原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいですと考えます。この場合、貴市での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。

44	屋外灯 公共施設	仕様書 P4 9 責任分担 (2)	共通／不可抗力：『天災・暴動等による事業の変更・中止・遅延』、これは事業者側に責任は無いと考えますがいかがでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
45	屋外灯 公共施設	仕様書 P4 9 責任分担 (2)	計画・設計段階／工事段階／物価：『物価変動』は、事業者側に責任は無いと考えますがいかがでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
46	屋外灯 公共施設	仕様書 P4 9 責任分担 (2)	計画・設計段階、工事段階、維持管理関連／設計変更：『事業者の指示によるもの』が発生した場合、貴市と協議の上、承諾を頂いた場合は、事業者側に責任は無いと考えてよろしいでしょうか。	本市の承諾を得た場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
47	屋外灯 公共施設	仕様書 P4 9 責任分担 (2)	工事段階／一時的損害：『引渡し前に対象設備に関して生じた損害』について、事業者側の責ではない場合の修繕費の費用負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
48	屋外灯 公共施設	仕様書 P4 9 責任分担 (2)	工事段階／工事費の増大、維持管理関連／維持管理費の上昇について、昨今の原材料費等の高騰を受け、工事費の増大が発生した場合や今後10年間の維持管理期間中に人件費等の上昇も予測されます。市内業者活用とのことでもあり、その場合、貴市と協議の上、承諾を頂いた場合は、事業者側に責任は無いと考えてよろしいでしょうか。	No. 46のとおりです。